

どこまで対応すればいいの!?

改正電子帳簿保存法対策講習会

～まだ間に合う!これから始める最低限対応すべき事～

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化になりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

講座内容

- インボイス制度の概要
- 電子帳簿保存法（電帳法）とは？
 - 電帳法の規制の範囲
 - 帳簿・書類・電子取引とは
- 今回の改正の内容
 - 電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- 電子取引データ保存
 - 電子取引とは何か
 - 電子取引の保存要件
- 2022年1月1日からの改正電帳法対応方法

講師

きむら あきらこ
税理士事務所
所長

きむら あきらこ
木村 聡子 氏



税理士。法政大学卒。2000年よりきむらあきらこ税理士事務所代表。相続税贈与税の税務申告や、中小企業の税務顧問だけでなく、税務に関する講演実績も多数で、その分かりやすさには定評がある。複数の税務会計系実務誌（経理ウーマン、納税通信など）へ連載寄稿中。

日時

令和4年10月14日(金) 14:00～16:00

会場

朝倉商工会議所 4階研修室（朝倉市甘木 955-11）

受講料

無料

定員

20名

主催

朝倉商工会議所 TEL : 0946-22-3835 / FAX : 0946-22-5166

※セミナー当日は必ずマスクを着用されてご参加くださいますよう、お願いいたします。発熱、咳等の症状が見られる場合には、出席をご遠慮ください。会場へ入場の際、手指消毒、検温（非接触）をお願いしております。

その結果、37.5℃以上の方につきましては、参加をお断りさせていただきます。

※お申込の際は下記申込欄に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。（申込締め切り10月5日）

令和4年10月14日(金)14時～「改正電子帳簿保存法対策講習会」 参加申込書 FAX : 00946-22-5166

事業者名			受講者名
住所			①
連絡先	TEL:	FAX:	②

※ご記入頂いた情報は、本セミナーの事務処理の目的以外で使用することはありません。